

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：アートチャイルドケア尾張一宮保育園	種別：保育所
代表者氏名：伊藤 雅子	定員（利用人数）：１２８名（１２２名）
所在地：愛知県一宮市森本５丁目２５番５号	
TEL：０５８６－２６－０５６８	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：平成２７年４月１日	
経営法人・設置主体（法人名等）：アートチャイルドケア株式会社	
職員数	常勤職員：１３名 非常勤職員：１４名
専門職員	（園長）１名 （看護師）１名
	（保育士）２０名 （障がい者雇用）１名
	（栄養士）５名
施設・設備の概要	（居室数）６室
	（設備等）事務室・安静室 多目的室・調理室・調乳室・
	倉庫・園庭・砂場 トイレ（幼児・職員・多目的）
	設置式プール

③理念・基本方針

★理念

「自分らしく」生きていくことのできる子どもを

★基本方針

子どもの全人格を尊重し、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育み、何を学ぶかよりも、どう学ぶか、を考えられる子どもを育てたい。

そんな子どもたちを育てていくため「安心と安全」を前提に

- ・睡眠と生活リズムを整えることを目指して保育を展開していきます。
- ・一人一人の個性と成長に応じた保育を展開していきます。
- ・子どもの「失敗」を受け入れる保育を展開していきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・子どもを取り巻く社会環境の変化を意識しながら保護者に対して子育て支援を行うとともに、子どもへのあるべきかかわりを提案しています。
 - ・保育従事者（保育士・栄養士・その他保育に関わる全ての人）が、乳幼児の養護・教育の専門家として自ら成長し、保育を楽しむこと乃でできる環境を整備します。
 - ・保育所の環境（音・光・温度・湿度・色等）の点検・整備を行います。
 - ・子どもたちの発達をできる限り科学的な視点を捉え、保育に反映させます。
- 乳幼児の発達支援に専門的に取り組みます。

アートチャイルドケア尾張一宮保育園として力を入れていること

- ・長時間保育、一時保育、休日保育の受け入れ。
- ・休日保育があり、当番の保育士は平日に公休が入る。また長時間保育に対応のため、シフト数が多く、担当が主活動の時間に不在の事もある。そのため園全体の子どもの情報を必須の共通理解事項として、しっかり把握し、アートチャイルドケア尾張一宮保育園の子どもとして、園全体の職員が愛情を注いで保育している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月1日（契約日） ～ 令和8年6月11日（評価確定日） 【令和8年1月28日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	3回 （令和2年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆一体感のある園運営

理念および基本方針を明確にし、職員や保護者への周知を通じて、日常の保育実践や運営に着実に反映させている。園長を中心とした組織運営は安定しており、役割と責任の明確化、法令遵守、経営管理の体制が整っている。園長の目指す園運営の方針が、職員間に十分に浸透しており、様々な取組みや活動が一体感を持って行われている。

◆透明性のある質の高い保育実践

保育の質の向上に向けては、自己評価や第三者評価を活用し、PDCAサイクルを意識した取組みを継続して行っている。人材育成や研修体制も整備され、職員一人ひとりの目標管理や研修機会の確保により、専門性の向上と定着支援が図られている。さらに、地域との関係構築にも積極的であり、民生委員児童委員や関係機関との連携、運営委員会への保護者参画を通じて、地域に開かれた園運営を実践している点は、園の大きな強みである。

◆地域の子育て支援

把握した福祉ニーズに基づき、相談体制の整備や一時保育、休日保育を実施し、子育て家庭の支援に取り組んでいる。日曜開園に関しては、地域の子育て家庭の受入れ等、家庭や地域とつながる子育て支援が実践されている。地域の子育て支援の拠点として、その役割を十分に果している。

◆安心して生活できる園づくり

各種マニュアルや研修体制が整い、職員間で一定水準の対応が行える基盤が構築されている点も評価できる。子どもの生活リズムや情緒の安定を大切にした養護的な関わりや、食事・行事を通じた生活を楽しむ工夫が随所に見られ、安心して生活できる園づくりが進められている。

◇改善を求められる点

◆園独自の中・長期計画の策定

理念および基本方針は、職員に周知され運営に反映させているが、園独自の中・長期的なビジョンや数値目標を明確に示した計画の整理には課題が残る。中・長期計画と単年度計画の体系的な連動、進捗管理や評価結果を次期計画へ確実につなげる仕組みの強化が求められる。また、「期待する職員像」や教育・研修の基本方針については、理念と連動した明文化に至っておらず、人材育成の全体像を共有する観点からも整備が必要となる。

◆質の向上のための職員の共通認識

子どもが主体的に活動できる環境構成や、生活の切り替わり場面における一人ひとりへの丁寧な関わりについては、さらなる工夫の余地がある。また、個別配慮や支援内容、マニュアルの見直し等について、クラスや職員間での共有が十分とは言えない面も散見される。今後は、記録や振り返りを通して職員同士が学び合い、園全体で共通理解を深める仕組みを整えることで、保育の質の一層の向上が期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価受診するにあたり、全職員で自己評価について検討を行ない、評価項目ごとに調査を進めていく中で、園としてあるべき姿、現状不十分であることを再認識し、改善すべき点の気づきにとても役立ちました。訪問調査の際には、非常に丁寧に話を聞いてくださり、現状の園における課題や改善点が明確となりました。

保護者様にはお忙しい中、アンケートのご協力をいただきました。保護者様からのご意見を真摯に受け止め、保護者様と共に健やかな子ども達の成長を見守ることができるような園作りを行なっていきたいと思えます。

この度は丁寧にご教示いただき大変感謝しております。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	①	a ・ b ・ c
<コメント> 園の理念や基本方針は文書化され、法人および園の使命、役割、子どもの人権尊重等を明確に示している。基本方針は理念と整合し、職員の行動指針として具体性がある。理念・基本方針は、「しおり」や掲示、事業計画等を通じて職員および保護者に周知し、会議や研修で共有している。職員は内容を理解し、日常の保育実践に結び付けている。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	a ・ ①	c
<コメント> 園は事業経営を取り巻く環境と経営状況を把握し、国や県・市町村の施策動向は本社で整理している。収支状況、利用率、職員配置を定期に確認し、経営データを用いて課題を分析している。自治体情報は園長が収集し、管理職へ報告している。一方、地域福祉計画や子ども・子育て支援事業計画の把握は十分でなく、情報収集の即時性に課題がある。			
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	②	a ・ b ・ c
<コメント> 園は経営環境および人材育成を中心に課題を整理し、経営状況と課題を役員間で共有し、管理職を通じて職員会議で周知している。課題解決に向け、随時改善を進める体制がある。後進育成や長時間保育の影響によるシフト編成の困難性を課題と認識し、園全体をチームとして役割分担と協力体制を強め、具体的な取組みを進めている。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-（１）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	a ・ ①	c
<コメント> 園は理念および基本方針に基づき、法人主導で3～5年を見通した中・長期の事業計画および収支計画を策定し、財務面の裏付けを行っている。一方、園固有の将来像や目標の具体化、数値目標や成果指標の設定、計画の進捗管理および定期的な見直しは十分とは言えず、今後の整理が必要である。			
Ⅰ-3-（１）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	a ・ ②	c
<コメント> 法人本部が作成した中・長期計画は、園の単年度計画に十分反映されておらず、園の実情や課題を踏まえた独自の中・長期計画の策定が求められる。併せて、単年度計画についても、中・長期的な視点との関連を明確にし、取組み内容や目標を具体化する等、計画内容の一層の充実を図る必要がある。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 事業計画の策定にあたり、行事ごとの職員会議や年度末会議で意見を集約し、事業計画に反映させている。保護者アンケートを年3回実施し、事業計画や行事計画の検証に活用している。計画は定めた方法で評価し、結果を基に見直しと改善を行い、次年度計画へつなげている。一方、計画内容の周知や理解促進に向けた説明や研修は十分とは言えず、今後の工夫が求められる。			
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 事業計画の主な内容を保護者に周知し、玄関にファイルを常設する等、随時確認できる環境を整えている。計画の内容は、必要に応じて保護者会等の機会に伝えており、年度途中や行事の際にも確認の場を設けている。しかし、保護者理解は進んでおらず、理解を深めるための説明方法には工夫の余地がある。現在、国外にルーツを持つ保護者はいないが、英語表記の資料を準備している。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a . b . c	
<コメント> 保育の質の向上に向け、法人方針に基づく「ナンバーワン宣言」を掲げ、園全体で取組みを進めている。計画に基づく実践の振り返りとして、年度末に自己評価を実施している。保護者アンケートを年3回行い、結果を職員間で共有している。第三者評価を定期的に受審し、結果を踏まえた改善を進めている。			
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a . b . c	
<コメント> 園は自己評価および第三者評価の結果を文書化し、アンケート結果と併せて整理している。明確となった課題は職員会議で共有し、職員参画の下に改善策と改善計画を策定している。改善策は日常の取組みとして実施し、園長とマネジャーが実施状況を確認している。一方、これらの課題を単年度計画や中・長期計画へ体系的に反映させて取り組む仕組みはなく、今後の課題である。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① . b . c	
＜コメント＞ 園長は、園運営の責任者としての役割と責任を明確にし、年度初めや日常の会議を通じて職員へ表明している。職務分掌や責任区分は「重要事項説明書」や事業計画、「運営規程」等に記されている。災害や事故時の対応についても各種マニュアルとフローチャートを整備し、非常時の指揮系統を共有している。園長の姿勢と方針は職員に浸透しており、組織運営を的確に主導している。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① . b . c	
＜コメント＞ 園長は、社会福祉や児童福祉、労働、安全衛生等の関係法令を把握し、園長会や社内研修を通じて理解を深めている。外部研修や関係団体から情報を収集し、必要に応じ、その内容を職員会議等で共有している。「就業規則」や各種規程を整備し、法令対応を本社が担う体制を構築することで、法令遵守と倫理意識の向上を進め、園運営の安定につなげている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① . b . c	
＜コメント＞ 園長は保育の質の向上に強い意識を持ち、園内研修で課題と改善方針を示している。「目標設定シート」を活用して進捗を確認し、OJTで助言を行っている。園内研究のテーマを掲げ、園およびクラスの目標を共有している。療育は児童発達支援センターや系列機関（アートチャイルドケアSEDスクール）と連携して進め、職員の意見が反映される風通しのよい職場づくりを目指している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① . b . c	
＜コメント＞ 園長はマネジャーと連携し、人事、労務、財務の視点から経営状況を分析し、経営改善および業務効率化の方針を明示している。タブレットや業務支援システムを活用し、記録等の電子化を進めている。時間外労働の削減や有給休暇の取得促進に取り組み、働きやすい環境づくりを進めている。主任、副主任と連携し、事務時間の確保と業務の実効性向上に努めている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	㉑ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園は本社と協働し、必要な福祉人材と人員体制に関する考え方を共有し、人材確保と育成の方針を明確にしている。人材確保や育成に関する計画を持ち、新人研修やOJTを通じて職員の定着を支援している。取組は継続して実施しており、人材確保を目的としたフレンドシップ制度をアートグループ全支店で展開する予定としている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉑ ・ c	
＜コメント＞ 採用、配置、育成、処遇、評価を、人事考課と目標管理、個人面談の運用で連動させ、把握した職員の意向を人事配置や育成に反映させている。昇格基準や研修機会を含むキャリアパスも整備し、継続的な育成に取り組んでいる。一方、理念に基づく「期待する職員像」の明文化は未整備であり、評価・育成の基準との対応関係を整理する等、体系化に向けた取組みを期待したい。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		保16	① ・ b ・ c
＜コメント＞ 園長、主任、副主任が労務管理の役割を担い、就業状況を定期的に確認している。有給休暇の取得や時間外労働を把握し、削減と休暇促進を進めている。健康診断や予防接種を実施し、個別面談や相談窓口を設けて意向を把握している。社宅、ランチ補助、リフレッシュ休暇、資格取得支援、短時間勤務制度等を整備し、働きやすい職場づくりを推進している。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		保17	a ・ ② ・ c
＜コメント＞ 「目標管理シート」を用いて職員一人ひとりの目標を設定し、個別面談で園の方針との整合を確認している。月次の職員会議で進捗を振り返り、年度当初と年度末に達成度を確認している。園長等が日常的に助言と支援を行い、PDCAサイクルを回して育成を進めている。一方、理念と連動した「期待する職員像」の明文化は整理途上である。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		保18	a ・ ③ ・ c
＜コメント＞ 保育の目標および事業計画と整合した教育・研修計画を策定し、内部研修と外部研修を定期的実施している。正規、非常勤、派遣を含む全職員を対象とし、研修内容は評価と見直しを行い、次年度計画へ反映させている。一方、「期待する職員像」を含む教育・研修の基本方針は未整備であり、体系化に向けた整理が課題である。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		保19	④ ・ b ・ c
＜コメント＞ 職員ごとの知識や技術、保有資格状況を把握し、階層別研修や職種別研修を計画的に実施している。外部研修の情報提供と参加勧奨を行い、業務調整により参加機会を確保している。研修後は研修報告を共有し、個別OJTで定着を図っている。選択式研修やWeb研修に関しては、タブレットの活用により学習機会を広げている。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		保20	a ・ ⑤ ・ c
＜コメント＞ 実習生受入れに関する基本姿勢を明確にし、学校と連携して実習内容の事前調整を行っている。受入れに際しては、「園だより」で保護者へ周知し、実習後は日次や週次で成果と課題を振り返っている。一方で、専門職種別の体系的なプログラムや実習担当職員の研修体制は十分とは言えず、今後の課題となる。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	③ ・ b ・ c	
<コメント> ホームページやパンフレットを通じて、理念、基本方針、保育内容等を公開している。年度の事業計画や事業報告、予算・決算情報は、玄関にファイルを設置して閲覧に供している。第三者評価結果や苦情・相談対応の体制および改善状況はホームページで公開している。意見箱の代替えとしてフリーダイヤルを設け、意見を受け付ける仕組みを整えている。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	③ ・ b ・ c	
<コメント> 事務、経理、取引に関するルールと権限、責任を明確にし、職務分掌に沿って職員へ周知している。内部監査と県の監査を定期的に受審し、指摘事項は職員で共有して改善につなげている。マネジャーによる監査シミュレーションも行い、チェック体制を構築している。CS（顧客満足）アンケートを年2回、保護者参加の運営委員会を年2回開催し、公正で透明性の高い運営を進めている。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園は地域との関わりに関する基本的な考え方を文書化し、掲示等で地域資源や活動情報を保護者へ提供している。子どもは近隣の高齢者施設への訪問や買い物体験を通じて地域と関わり、活動時は職員が付き添って支援している。園内では地域住民を招いた取組を行い、第三者委員会には民生委員児童委員が参加し、運営委員会には保護者が参画している。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化し、登録手続や事前説明等を含む受入れマニュアルを整備している。受入れ内容を職員へ周知し、体制を整えて運用している。子どもの祖父母や元園長が行事に参加し、読み聞かせ等の実績もある。学校等への協力意思も示しており、地域資源を活かした取組を行っている。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 必要な社会資源を整理し、関係機関と連携して保育を進めている。児童相談所や保健機関、医療機関等を明示したリストを作成し、職員会議や研修等で情報を共有している。地域の共通課題には、関係機関と協働して対応している。虐待が疑われる場合には関係機関（児童相談所等）と連絡を取り、障害のある子どもの保育では、発達支援センターと連携する支援体制がある。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
＜コメント＞ 地域の会合や民生委員児童委員、地域団体との協議を通じて福祉ニーズを把握している。園庭開放や園見学を実施し、保護者や地域住民からの相談を受け付け、ニーズ把握につなげている。日常の保育活動を通じて保護者や子どもの声を拾い、子育て支援に反映させている。第三者委員会に民生委員児童委員が参加し、運営委員会へは保護者が参画している。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② ・ c	
＜コメント＞ 把握した福祉ニーズに基づいて一時保育や休日保育を実施し、子育て家庭の支援に取り組んでいる。看護師を配置し、AEDを設置する等、安心できる環境を整えている。地域と協働した防災体制の構築は、体系的な実施状況は確認できないが、近隣の高齢者施設と連携した共同防災訓練の実現に向けた検討を進めている。今後は、地域と連携した災害時の協力体制を構築されたい。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a . b . c	
＜コメント＞ 「子どもを尊重した保育」が法人の保育理念・目標として明文化され、職員室前への掲示と「入園のしおり」に具体的に記され、丁寧に保護者周知が行われている。園内研修では、園長主導の下、理念・方針について具体例を出しながら、職員が理解しやすいよう工夫している。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a . b . c	
＜コメント＞ 法人作成のプライバシー保護に関するマニュアルを基に、発育測定の際には室内のスクリーンを降ろして外部の視線を遮る等、適切な配慮が見られる。幼児には、看護師が「プライベートゾーン」について、歌を活用して子どもが理解しやすい方法で話をしている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a . b . c	
＜コメント＞ 保育所選択の情報は、園のホームページで公開されており、見学は市のホームページで予約を受け付けている。見学は、主任と事務職員が窓口となり、丁寧に希望者に対応している。説明はパンフレットを用いて個別に行われているが、受け付けや説明に際しての手順は定められていない。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a . b . c	
＜コメント＞ 入園時には、園長が「重要事項説明書兼入園のしおり」に基づき、保育内容および運営に関する事項について説明を行っている。保護者から「同意書」を受領するとともに、関係書類を適切に保管・管理している。今後想定される多様な入園形態等を踏まえ、説明方法や対応手順について整理し、一定のルールとして文書化していくことが望まれる。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a . b . c	
＜コメント＞ 市内転園については、市が定める様式を用いて引継ぎを行うことで、保育の継続性に配慮した対応が図られている。市外への転園については、先方から依頼があった場合には、口頭で情報を提供しており、現時点では文書による引継ぎは行われていない。地域の子育て支援の一環として、保育終了後も保護者が来園し、相談できる体制について検討を進めていくことが望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a . b . c	
＜コメント＞ 定期的に園と法人が保護者アンケートを実施し、意見や要望を収集している。年2回の運営委員会では、関係者が参加し、アンケート結果を基に意見交換を行っている。アンケートの結果や改善策は園内に掲示され、職員会議や連絡アプリ等を通じて職員間で共有されている。利用者の声を運営改善につなげる取組が継続的に行われている。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a . b . c	
＜コメント＞ 苦情解決については、園および第三者委員に加え、本社への直接相談も可能とする体制を整備し、「入園のしおり」や園内掲示を通じて保護者に周知している。意見は「苦情解決報告書」に記録し、本社への報告や職員会議等で共有して対応している。改善結果は「園だより」を通じて保護者に公表しているが、同じ苦情が繰り返されている点は、再発防止の観点から課題となる。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者が意見を述べやすいよう、アンケートや連絡アプリに加え、日常の送迎時に声をかけやすい雰囲気づくりに努めている。内容に応じて相談室を活用し、個別に配慮した対応を行っている。一方で、「職員が忙しそうで声をかけにくい」と感じる保護者意見も見られる。保護者の安心や信頼につながる環境づくりに向け、体制の工夫が期待される。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 連絡ノートやアプリによる相談等があった場合は、担任から園長へ速やかに報告され、職員会議や昼礼を通じて全職員が共有している。苦情については、対応フローチャートに基づいて対応する体制が整備されているが、マニュアルの見直しは本社主導で行われており、その内容が職員に十分周知されていない。今後は、見直し時期を明確にし、職員周知を徹底することが望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> リスクマネジメントに関するマニュアルを整備し、各クラスで安全チェックを実施している。系列園のみならず、全国の子どもに関する事故事例についても情報共有や検討の機会を設けている。「ヒヤリハット報告書」は記録内容を基に会議での振り返りを行っているが、提出忘れや記録が形骸化しているとの職員の声もあり、活用方法の見直しや意識づけが求められる。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 「感染症予防マニュアル」に基づき、看護師が講師となって園内研修を実施し、手洗いや嘔吐処理等の具体的な方法を全職員で共有している。感染症の発症時には、連絡アプリを活用し、プライバシーに配慮して保護者周知を図っている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> マニュアルが整備され、園独自の安全計画やフローチャート、BCP（業務継続計画）を策定している。備蓄品は給食室担当の職員が管理し、年1回の「緊急カード」の見直しや引渡し訓練を実施している。消防署と連携した避難訓練もっており、災害への備えが整っている。一方で、消火器を使用する等の実地訓練を望む声もあり、今後の取組みの充実が期待される。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c	
<コメント> 本社が作成した「業務マニュアル」には、保育士の身だしなみや言葉遣い、子どもの受け入れ方、生活場面に応じた対応等が明記されている。マニュアルは職員間で共有され、一定の保育水準を確保するための基礎として活用されている。「他のクラスの記録や実践内容を参考にしたい」との前向きな職員意見もあり、学び合いにつながる取組みと捉え、実施に向けて検討している。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ② ・ c	
<コメント> 「業務マニュアル」の見直しは本社主導で行われており、園では保育士から意見が出た際に随時対応している。今後は、職員の意見や保護者のニーズを反映させるとともに、園の特色や地域特性を踏まえた内容となるよう検討していくことが望まれる。見直しの記録方法や職員への周知手順を明確にし、検証できる仕組みの整備が期待される。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 入園決定後に個別面談を行い、「生活状況表」を用いて家庭での生活状況等を把握し、アセスメントに基づいて指導計画を策定している。「健康記録」や「食品摂取状況調査票」は、栄養士、看護師、保育士が共有し、健康管理や保育に活かしている。0・1・2歳児については、入園直前3日間の生活記録を基に、園生活へのスムーズな移行につなげている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画の内容は、昼礼や職員会議等で意見を出し合って見直しにつなげている。月1回実施している自己評価を基に振り返りを行い、保育の改善に活かしている。職員間での話し合いを通じて、記録しやすい様式へと変更する等の工夫も見られる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> 保育の記録は、本社の定めた様式を用いて作成されており、0・1・2歳児は個別記録として管理されている。記録の仕方は、クラスリーダーの助言や前年度の記録を参考にしながら作成している。子どもや保護者に関する情報は、職員会議等を通じて職員間で共有されている。今後は、記録の質の均一化や理解促進に向けた取組みの充実が望まれる。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉖ ・ c
<コメント> 社内規程に基づく個人情報保護について、全職員に周知している。情報の持出しや携帯電話の管理、書面やデータの取扱いについてもルール化され、入園時には保護者へ説明を行っている。一方で、保育室内に置かれる日々の記録や「連絡ノート」の取扱い（放置）について、リスクを懸念する職員の声がある。日常の管理方法について、職員間で共通理解を図ることが望ましい。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 「全体的な計画」は、法人の理念や方針、目標を基に法人共通で作成され、各園の特色や地域の実態に応じた内容が追記されている。年度当初には、職員が参画して「今年のナンバーワン宣言」のテーマを話し合い、年間の保育の方向性を共有している。「全体的な計画」の策定においても、様々な職員の視点が反映される仕組みづくりを期待する。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉞ ・ b ・ c	
＜コメント＞ トイレ入口には、施設状況が分かる色分け表示を設置し、子どもによる誤施設を防ぐ等、安全面への配慮がなされている。玄関脇には絵本コーナーを設け、迎えの時間に親子でくつろげる場としての環境づくりが行われている。夏季は暑さ指数、冬季は湿度計を活用し、季節に応じた健康・安全管理に努め、子どもが安心して過ごせる生活環境を整備している。			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉞ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 全職員を対象に人権に関する研修が実施され、子どもの権利を尊重した保育への理解が得られている。保育士自身の言動に関する振り返りの時間を設け、個々が関わりを見直す仕組みが整えられている。日常の保育場面においても、職員は研修内容を実践に反映させることを意識している。			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉞ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 戸外活動や入室時の身支度については、毎回同じ流れで行い、物の置き場所も統一することで、子どもたちが習慣的に自分で行動しやすい環境が整えられている。トイレでは個室前の待機位置をカラーテープで示し、子ども自ら気をつけて行動できるよう配慮する等、身辺自立や生活自立に向けた援助が行われている。			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 園庭には固定遊具を設けず、タイヤやマット、テーブル等を用いて、子どもの発想を活かした遊びが生まれるよう、環境を工夫している。室内においても、遊びのコーナーづくりを進め、個々の興味に応じた活動ができるよう整備を始めた段階である。今後、子どもの気づきや発想をさらに保育に反映させることで、子どもが主体的に取り組める遊びの充実が期待される。			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 応答的な関わりやスキンシップを通して、情緒の安定を図る保育が丁寧に行われている。日々の送迎時には保護者へ声かけを行う等、家庭との連携にも配慮している。室内遊びの環境については、大人が選んだ玩具を提供する配置になっており、探索を楽しみながら子ども自ら選んで遊び始められる環境の工夫が期待される。			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 1歳児では、少人数で過ごせる環境を整え、一人ひとりを受け止めながら安心して生活できるよう配慮している。大人が手本を示したり一緒に遊んだりすることで、「やってみたい」という気持ちを引き出す関わりが行われている。一方、生活の切替わり場面では、大人の指示が中心になりがちなので、どの場面でも、子ども一人ひとりの発達や気持ちに寄り添った保育を意識されたい。			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 異年齢の少人数グループを編成し、活動を通して年齢を超えた関わりがある。グループ構成や活動内容を写真で掲示することで、保護者が園での子どもの姿を知り、親子の会話につながる取組みになっている。幼児会議では、各クラスの保育について話し合い、年齢を超えた視点での保育の共有が図られている。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 障害のある子どもの対応にフリーの保育士を配置し、状況に応じた柔軟な支援が行われている。支援の経過や関わりを個別に記録し、担任間で共有している。障害児保育に関して、社内外の研修を通して理解を深める機会があるが、園内での支援内容の共有が、クラス間だけでは十分と言えない面もある。会議や研修等を通して、園全体での共通理解の促進が期待される。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 月の指導計画には、長時間保育における子どもへの配慮事項が位置づけられている。担当保育士はチェックボードで情報共有を行い、保育の継続性が保たれている。在園人数を1時間ごとに確認し、安全管理に努めている。その日の子どもの様子に応じて玩具の配置や過ごす空間を調整し、安心して過ごせる環境づくりが行われている。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 就学に向け、小学校教諭と保育士との連絡会を実施し、子どもの様子や育ちを共有する仕組みが整えられている。就学児の「保育所児童保育要録」は担任が作成し、各小学校へ適切に引き継がれ、就学への円滑な移行が図られている。今後小学校訪問等の交流の機会を設け、保育士や子どもが小学校をより身近に感じられる仕組みづくりが期待される。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 年間保健計画に基づき、年2回の健診が行われている。看護師が担当し、結果は書面で保護者へ伝えられている。日々の健康状態も「連絡ノート」や送迎時の会話を通して丁寧に伝達している。SIDS（乳児突然死症候群）については保護者へ入園前に説明しており、職員は年度末に全職員で内容の再確認を行っている。健康について、看護師から子どもへ話す機会が設けられている。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 健康診断および歯科検診の結果は看護師が一元的に管理し、会議を通じて保育士へ伝達され、日々の保育に活かされている。幼児では食後のうがいを習慣化し、5歳児ではフッ化物洗口を実施することで、虫歯予防への意識づけが行われている。また、本社主導で看護師による保健指導に関する会議が行われ、その内容を園と共有する仕組みが整えられている。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉖ ・ b ・ c
<コメント> アレルギー疾患のある子どもについては、医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」を基に保護者と内容を確認し、園での具体的な配慮事項を整理している。対応内容は分かりやすい一覧表にまとめられ、職員室に掲示して、誰でも確認できる体制を整えている。除去食の提供は、毎月の「献立表」を用いて面談を行い、給食室と連携して安全な食事提供に努めている。			

A-1-（４） 食育、食の安全			
	A-1-（４）-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 本社が策定した食育計画を基に、園では調理職員が中心となり、クッキー作り等のクッキング活動を通して、食への興味や楽しさを育んでいる。0・1・2歳児では、おやつ参観で保護者が試食を行い、園の食事の様子を知る機会としている。幼児では、保護者が保育士体験をする「パパママ参観」で給食を共にする機会があり、保護者から好評を得ている。			
	A-1-（４）-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 「衛生管理マニュアルに基づき、栄養面と安全面に配慮した給食が提供されている。献立は本社の栄養士が作成し、自園の調理員が調理を担っている。調理員は給食時に子どもの食事を観察しており、必要に応じて調理法を工夫している。クリスマスのツリー型クッキーやハロウィンのかぼちゃメニュー、夏祭りでは屋台風の焼きそば等、行事ごとに食事を楽しむ工夫がある。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2-（１） 家庭と綿密な連携			
	A-2-（１）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 事務的な連絡はアプリを活用しつつ、送迎時には直接声をかけることを大切にし、日常的なコミュニケーションを重ねている。3歳未満児では「連絡ノート」を通して子どもの様子を伝え、保護者の安心につなげている。年1回のクラス懇談会に加え、希望者には個人懇談を行い、家庭の思いや困りごとを丁寧に聞き取っている。懇談内容は、子育て支援相談として記録を残している。			
A-2-（２） 保護者の支援			
	A-2-（２）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者からの相談には、内容に応じて相談室を活用し、安心して話ができる体制を整えている。日曜日には、他園の子どもも受け入れ、地域の子育て家庭を支える拠点としての役割を果たしている。玄関ホールに市の子育てに関する情報を置き、保護者が手取りやすいようにしている。職員は保護者対応に関する研修を通して傾聴の姿勢を学び、より丁寧な支援に努めている。			
	A-2-（２）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 日常の視診や保護者との関わりの中で、小さな変化にも気を配っている。気になる点があれば、速やかに園長へ報告し、対応について協議する体制が整えられている。「虐待対応マニュアル」に基づく職員研修を実施し、理解の共有を図っている。発見時には、園長不在の場合であっても、定められた手順に沿って誰でも同様に対応できるようフローチャートが備えられている。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3-（１） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
	A-3-（１）-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 毎月職員一人ひとりが自己評価を行い、年度末には園全体の自己評価を実施している。園内研修、園外研修にも積極的に取り組み、学びの成果を保育実践へ反映させている。各クラスで定期的に話合いの場を設け、保育の見える化や情報共有、自助努力を重ねている。取り組みの成果として、子どもとともに「危険探検マップ」を作成し、安全意識の向上につなげている。			